

認証審査委員会規約

(目的)

第1条 認証審査委員会（以下「委員会」という。）は、理事長が付議する次の事項について調査・審議し、その結果を理事長に報告するものとする。

- 一 認証審査案件に関する再生品認証の可否
- 二 その他、再生品認証に関する必要な事項

(組織及び任期)

第2条 委員会は、委員長1名及び委員5名以内をもって組織する。

- 2 委員は理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員長は、委員の互選による。
- 5 委員長は、委員会を代表し、委員会の運営をつかさどる。
- 6 委員長の不在のときは、あらかじめ委員長が指名する者が委員長を代行する。

(委員会の招集)

第3条 委員会は、委員長が招集する。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、財団事務局が行う。

附則

この規約は、令和3年10月14日より実施する。